

四日市市告示第459号

四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年8月18日

四日市市長 森 智広

四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議設置要綱の一部を改正する要綱

四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議設置要綱（平成25年四日市市告示第145号）の一部を次のように改正する。

改正後	
別表第1（第3条、第5条、第6条関係）	
関係機関等の種別	委員を構成する関係機関等の名称
（略）	
児童等福祉・教育機関	<u>保育所</u>
	<u>認定こども園</u>
	<u>幼稚園</u>
	（略）

改正前	
別表第1（第3条、第5条、第6条関係）	
関係機関等の種別	委員を構成する関係機関等の名称
（略）	
児童等福祉・教育機関	<u>保育所（私立）</u>
	<u>保育所及び幼保連携型認定こども園（公立）</u>
	<u>幼稚園（私立）</u>
	<u>幼稚園（公立）</u>
	（略）

--

改正後	
別表第2（第3条、第5条、第7条関係）	
関係機関等の種別	委員を構成する関係機関等の名称
（略）	
児童等福祉・教育機関	<u>保育所</u>
	<u>認定こども園</u>
	<u>幼稚園</u>
	（略）

改正前	
別表第2（第3条、第5条、第7条関係）	
関係機関等の種別	委員を構成する関係機関等の名称
（略）	
児童等福祉・教育機関	<u>保育所（私立）</u>
	<u>保育所及び幼保連携型認定こども園（公立）</u>
	<u>幼稚園（私立）</u>
	<u>幼稚園（公立）</u>
	（略）

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

（こども未来部こども家庭課）